

# さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

## 地域脱炭素推進分科会運営要領

### (主旨)

第1条 この要領は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム分科会規程第11条の規定に基づき、地域脱炭素推進分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本分科会は、さいたま市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティ達成に資する具体的な事業の実施を目的として設置する。

### (運営)

第3条 本分科会の運営は、事業の区分に応じて以下のとおりとする。

(1) 脱炭素先行地域事業

市及び東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社が協力して行う。

(2) ゼロカーボンシティ推進事業

市及び東京ガス株式会社埼玉支社が協力して行う。

2 本分科会の全体調整についてはさいたま市が行う。

### (実施内容)

第4条 本分科会は、第2条に掲げる目的を達成するため、市が認めた事業について事業の区分ごとに進捗管理を行う。

2 運営委員自らが実施する事業については、責任を持って実施すること。

### (その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、事業ごとに協議の上決定する。

### 附 則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。